（証券コード 6560）
平成31年３月11日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿二丁目８番６号
株式会社エル・ティー・エス
代表取締役　樺　島　弘　明

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成31年３月25日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成31年３月26日（火曜日）午前10時00分
（受付開始　午前９時30分）

2. **場　　所**　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館　９階　第１会議室
開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

3. **目的事項**

【報告事項】
１．第17期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第17期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件

【決議事項】
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.lt-s.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、第17期定時株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類並びにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」及び「個別注記表」となります。
◎　株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.lt-s.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成30年１月１日　　至　平成30年12月31日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、雇用環境や企業収益は改善基調を維持しており、緩やかな景気拡大が続きました。海外経済についても、総じて着実な成長が続いているものの、先進国における保護主義的な政策運営や国際金融資本市場の動向、中東・東アジア地域の地政学的リスク等の懸念事項も多く、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

当社グループ（当社及び連結子会社を言う、以下同じ。）の主たる事業領域である情報サービス産業においては、企業収益の改善を背景に、経営のデジタルトランスフォーメーション実現に向けて、AI、RPA（Robotic Process Automation）等の業務ロボット導入や、ビッグデータを活用したデジタルマーケティングの導入等、競争力を確保するための戦略的なIT投資の拡大が続いており、需要は今後も堅調に推移するものと見込まれます。

このような経営環境のもと、当社グループは、ロボティクス・AI・ビジネスプロセスマネジメントを活用し、企業変革と働き方改革を促進支援する会社として、顧客の現場に入り込み、顧客の課題や変革テーマに応じた各種支援をワンストップで提供するプロフェッショナルサービス事業を基盤とし、企業のIT人材不足を解消するプラットフォーム事業を上乗せ展開する形で、事業を推進してまいりました。プロフェッショナルサービス事業では、従来型のコンサルティング案件の獲得が堅調に推移するとともに、働き方改革やRPA導入等の先進テーマに関する支援実績の蓄積も進みました。データ分析やRPA導入等のデジタル活用サービスは急速に伸長しており、サービス提供能力の更なる向上に向けて、積極的な採用活動と外部企業との戦略的事業連携を推進しました。プラットフォーム事業では、大手企業を中心とする会員基盤を活用した成長サイクルの実現を目指すとともに、登録会員の拡大に向けた施策にも、継続的に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,989,263千円（前期比24.1％増）、営業利益270,291千円（前期比46.7％増）、経常利益269,684千円（前期比54.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益184,777千円（前期比54.8％増）となりました。

セグメントごとの業績（売上高には内部売上高を含む。）は、次のとおりです。

（プロフェッショナルサービス事業）

プロフェッショナルサービス事業では、既存の主要顧客との関係強化に加え、大手企業を中心に新規顧客の獲得も順調に進み、戦略を実現するためのビジネスプロセスマネジメント能力を強みとする従来型のコンサルティング案件の獲得は、堅調に推移いたしました。データ分析やRPA導入等のデジタル活用サービスも引き続き拡大しており、デジタルシフト・生産性向上を実現するテクノロジースタートアップ企業との資本・業務提携プログラム「デジタルシフトアクセラレータープログラム」を開始するとともに、UiPath株式会社、アジュールパワー株式会社等、RPAツールベンダーやAI・テック系ベンチャー企業との戦略的事業連携を積極的に推進しました。また、株式会社GRCSと業務提携し、企業のガバナンス・リスク・コンプライアンス領域及びセキュリティ領域でのサービス強化にも取り組みました。

この結果、プロフェッショナルサービス事業の売上高は2,855,092千円（前期比26.3％増）、セグメント利益（営業利益）は259,523千円（前期比49.9％増）となりました。

（プラットフォーム事業）

プラットフォーム事業では、IT業界に特化した、ビジネスマッチングと学びの場を提供するプラットフォームである「アサインナビ」の会員数は、平成30年12月31日現在で法人・個人を合わせ6,858会員（前期末比1,450会員の増加）となり、順調に成長を続けております。フリーコンサルタント特化型の案件紹介・相談サービスとして「コンサルタントジョブ」のサービス提供を開始する等、安定的な事業基盤構築に向けた投資を継続するとともに、RPA導入研究やビジネスアナリスト養成、UI/UX研究等の会員向けイベントの拡充や、コードキャンプ株式会社との業務提携によるITエンジニア育成支援など、会員企業の人材育成支援にも積極的に取り組み、会費等の売上高は順調に拡大しましたが、前年同期の会費以外での特需分を穴埋めするには至りませんでした。

この結果、プラットフォーム事業の売上高は154,881千円（前期比6.6％減）、セグメント利益（営業利益）は10,768千円（前期比3.5％減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、25,411千円となりました。その主なものは、自社利用のノートパソコン22,144千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により、総額112,100千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、既存の事業基盤及びサービス競争力を強化するとともに、中長期的な成長を牽引するための重点投資分野の確立と既存事業周辺領域での新規サービス開発を進めております。一方、既存の内部統制システムの運用を徹底し、重要なステークホルダーである「株主」「顧客」「社員」の更なる満足度向上を通じて企業価値を最大化し、社会に貢献できる企業となることを目指すべく、以下の項目を重要な課題として認識し、対処してまいります。

① 顧客基盤の更なる拡大

当社グループのプロフェッショナルサービス事業においては、変革プロジェクトを積極的に立ち上げている幅広い業種の企業に対して、事業展開を計画しております。現状のビジネス規模を維持拡大していくために、足元では、既存のプロジェクトで確実に成果を出して顧客の信頼を獲得し、顧客内シェアを高めていくとともに、コンサルティング会社やシステムベンダーを中心としたパートナー企業との関係を強化するなど、顧客基盤の拡大に向けた営業活動を強化してまいります。

当社グループのプラットフォーム事業においては、「アサインナビ」が提供する「発注」「受注」「学び」の基本機能を強化するとともに、積極的な営業活動を継続し、収益の基盤となる会員数の拡大を目指します。

② サービス競争力の向上

当社グループのプロフェッショナルサービス事業においては、サービスラインに準拠した組織体制作りを行っております。各サービスリーダーを中心に、サービス強化の方向性について検討するとともに、各サービスの競争力向上に向けた施策に取り組み、多様化する顧客ニーズに対応してまいります。

当社グループのプラットフォーム事業においては、「アサインナビ」の会員数増加によるマッチングの最適化やM&A仲介等の周辺機能強化等を通じてサイトの一層の活性化を促し、IT分野に関する企業、人材、商品、サービスにかかる商談や情報が活発に流通する、IT業界におけるコラボレーションプラットフォームとして、競争力のある事業基盤を構築するとともに、プロフェッショナルサービス事業とのシナジー拡大を目指します。

③ プロジェクトマネジメント能力及び品質管理体制の強化

当社グループのプロフェッショナルサービス事業において、個々の変革プロジェクトを適切に運営し、効果を創出していくためには、組織全体としてのプロジェクトマネジメント能力の強化が必要と認識しております。プロジェクトの全ての局面(計画・設計から導入・定着まで)におけるマネジメント技法の更なる洗練及び標準化を推進するとともに、プロジェクトレビューの充実などを通じ、プロジェクト遂行上発生する課題に対して予防的に対応し、常に一定水準以上の品質を維持管理できる体制構築を進めてまいります。

④ 外部協力会社とのパートナーシップ強化

当社グループでは、全てのプロジェクトを社内人員のみで対応するのではなく、プロジェクトの内容や局面に応じて、専門性やコスト面も考慮して選定した適切な外部協力会社にプロジェクトへ参画していただいております。プロジェクト成功のためには、単に、スキル要件を満たしているということに加え、継続的取引先として、業務を委託する上での信頼感がある外部協力会社から、タイムリーにリソースの提供

を受けることが不可欠であり、これを可能にすべく、適切なプロセスを経て選定された外部協力会社とのパートナーシップ強化に取り組んでまいります。

⑤　新規事業における収益拡大

当社グループは、プロフェッショナルサービス事業において、顧客サイドに立つ会社として、企業変革の推進及び定着を顧客サイドで支援するスタイルを確立するとともに、プラットフォーム事業において、IT業界における人材、案件、製品等の情報をデータベース化することによりプロフェッショナルサービス事業との相乗効果を生み出し、事業基盤の構築に努めております。一方、長期的な成長を続けるためには、プロフェッショナルサービス事業やプラットフォーム事業から派生した周辺領域で新規事業を育成し、その結果、プロフェッショナルサービス事業及びプラットフォーム事業の更なる活性化及び収益拡大につなげていく、という循環を確立することが重要であると考えております。

⑥　優秀な人財の確保及び育成

当社グループでは、積極的に事業規模及び事業領域を拡大していく上で、人財が最も重要な経営資源と考えております。当社グループが展開するサービスでは、プロジェクトに参画し顧客に対し適切なサービスを提供し、顧客ニーズに応じて様々な提案型営業やコンサルティングができる、質の高い人財が必要であり、社内における教育基盤(人財育成プラン)や人事評価制度を整備し、研修やプロジェクトの現場を通じた、優秀な人財を育成し、定着化させていく仕組み作りを進めてまいります。

⑦　内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、今後の更なる事業拡大に向けて、会社規模に応じた適切な内部管理体制の整備を進めるとともに、運用面の徹底を推進し、実効性のある、効率的かつ信頼性の高い組織基盤を構築・運用してまいります。また、企業価値の更なる向上のため、経営課題としてコーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおり、今般、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を高めるとともに、意思決定の迅速化を実現するため、平成31年３月の株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第14期 (平成27年12月期)	第15期 (平成28年12月期)	第16期 (平成29年12月期)	第17期 (平成30年12月期)
売上高（千円）	1,897,212	1,976,205	2,408,041	2,989,263
経常利益（千円）	101,164	11,031	174,619	269,684
親会社株主に帰属する当期純損益（千円）	62,910	△143,934	119,346	184,777
1株当たり当期純損益（円）	19.58	△44.91	38.56	47.17
総資産（千円）	1,252,301	935,557	1,706,599	1,892,433
純資産（千円）	768,519	511,475	1,049,410	1,346,171

（注）1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 当社は、第16期から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第14期及び第15期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しており、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。
4. 当社は、平成28年12月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第14期 (平成27年12月期)	第15期 (平成28年12月期)	第16期 (平成29年12月期)	第17期 (平成30年12月期)
売上高（千円）	1,866,790	1,873,529	2,260,258	2,855,092
経常利益（千円）	248,682	118,006	185,840	267,306
当期純損益（千円）	18,818	△144,298	130,747	181,534
1株当たり当期純損益（円）	5.86	△45.02	42.25	46.35
総資産（千円）	1,222,505	874,623	1,650,096	1,836,711
純資産（千円）	764,392	507,293	1,056,886	1,350,520

（注）1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 当社は、第16期より会計監査人を設置しております。従いまして、第14期及び第15期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた財務諸表の数値を記載しており、会社法第436条第2項第1号に規定する会計監査人の監査を受けておりません。
4. 当社は、平成28年12月19日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損益を算定しております。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント（平成30年12月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成されており、事業内容は「プロフェッショナルサービス事業」及び「プラットフォーム事業」の2つであります。

各事業の特徴は以下のとおりです。

＜プロフェッショナルサービス事業＞

「企業は継続的な変革によってのみ発展を永続できる」との認識から、戦略やビジネスモデル構築や事業活動の基幹となるビジネスプロセスの可視化、プロセス改善のための事業モデル変革・IT導入支援、プロセス変革定着化に必要な組織・人材開発支援からビジネスプロセス実行支援までワンストップで提供し、幅広い業種の企業変革をお客様の現場に入り込み推進しております。

「プロフェッショナルサービス事業」にて提供しているサービスを分類すると、「ビジネスプロセスマネジメント」、「コンサルティング」、「デジタル活用サービス」の3つに区分されます。顧客の課題や当社グループが支援する顧客の変革テーマに応じて、各サービスで提供する支援内容を組み合わせてワンストップで提供しております。

■ビジネスプロセスマネジメント

顧客の事業構造をビジネスプロセスとして可視化し、プロセス改善に必要な手法を立案、改善の実行支援及びビジネスプロセスの定常的な管理に必要な組織・人材を育成する一連の取り組みを支援しており、これにより当社グループは顧客との間で長期的な関係を構築し、安定的な案件機会の獲得や長期支援を通じた顧客の変革サイクルをグリップするとともに、コンサルティングやデジタル活用サービスへのサービス展開が可能となっています。

■コンサルティング

顧客の経営から事業の最前線まで、変革を実行するための現場に入り込み、成長戦略構築や事業開発、業務改革や組織改革を支援します。顧客サイドの立ち位置で、企画・構想フェーズからIT基盤構築や新業務導入後の運用支援、及び顧客企業に必要な人材育成までを支援しております。

■デジタル活用サービス

経営のデジタルトランスフォーメーションを実現するために必要となる、顧客の業務に合わせたリサーチ及びテクノロジー活用手法の策定、IoTやマーケティングデータ等の分析によるバリューチェーンの改善、AI・RPA等の業務ロボット導入による効率化・自動化等、顧客の業務に適した新たな手段を提供しております。

＜プラットフォーム事業＞

「課題を抱える顧客企業と解決手段を持つテクノロジー企業が出会えていない」、「顧客企業の旺盛なIT投資に応えるIT人材の不足」、「自社のIT人材を十分に活用するプロジェクト機会がない」といった課題を解決することを目的として、事業を展開しております。

株式会社アサインナビが運営する日本最大級のITビジネスプラットフォーム「アサインナビ」では、IT人材とITプロジェクトに取り組む顧客企業が直接つながるプロフェッショナルクラウドソーシングの場を提供することで、IT業界の多重下請け構造の改善及び高単価案件の提供を実現しています。また、プラットフォーム最大の価値であるIT企業・人材・案件の「情報」を活用し、IT企業を対象としたM&Aの支援サービスや、各種セミナーや研修の企画・提供も行っております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年12月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社アサインナビ	30,000千円	100%	ITプラットフォーム運営
LTS ASIA CO., LIMITED	500,000HKD	100%	ビジネスコンサルティング

（注） 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 企業集団の主要拠点等（平成30年12月31日現在）

当社　　本社：東京都新宿区

子会社　株式会社アサインナビ：東京都新宿区

LTS ASIA CO., LIMITED：中華人民共和国香港特別行政区

(9) 使用人の状況（平成30年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
プロフェッショナルサービス事業	168名	＋22名
プラットフォーム事業	11名	＋５名
合計	179名	＋27名

（注） 使用人数には、契約社員や派遣社員等及び当社グループ外への出向者は含まれておりません。当連結会計年度末における契約社員の人数は、29名です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
172名	＋23名	33.2歳	４年６ヶ月

（注） 使用人数には、契約社員や派遣社員等及び他社への出向者は含まれておりません。当事業年度末における契約社員の人数は、29名です。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成30年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	46,675千円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　10,000,000株

(2) 発行済株式の総数　4,070,800株

(3) 株主数　2,411名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（%）
樺島弘明	620,000	15.2
株式会社クレスコ	514,000	12.6
李成一	333,000	8.2
金藤正樹	280,000	6.9
塚原厚	256,000	6.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	190,400	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	189,100	4.6
グローバル・ブレイン５号投資事業有限責任組合	172,500	4.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	163,800	4.0
高麗貴志	75,000	1.8

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が292,300株、資本金が56,050千円、資本準備金が56,050千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	行使価額	保有人数	権利行使期間
① (注１)	41個	普通株式 41,000株	250円	当社取締役１名	平成27年12月25日から 平成35年12月24日まで
② (注２)	28個	普通株式 28,000株	540円	当社取締役１名	平成28年12月25日から 平成36年12月24日まで
③ (注３)	255個	普通株式 255,000株	540円	当社取締役４名	平成28年12月25日から 平成36年12月24日まで

(注) 1. 平成25年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく第９回新株予約権であります。
2. 平成26年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく第11回新株予約権であります。
3. 平成26年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づく第12回新株予約権であります。
4. 当社役員に、社外役員である取締役はおりません。
5. 平成28年12月19日付で１株を1,000株とする株式分割を実施したことに伴い、上記の各内容について、必要な調整を行っております。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年12月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	樺　島　弘　明	経営企画室担当
取締役副社長COO	李　　成　一	ビジネスコンサルティング本部担当 Business Development & Insights部担当 ICTエンジニアリング本部担当 組織人財開発部担当 マーケティング部担当
取締役	吉　田　悦　章	株式会社アサインナビ代表取締役社長
取締役CFO	高　麗　貴　志	経営管理部担当
常勤監査役	武　村　文　雄	東京都市大学　知識工学部　非常勤講師
監査役	栗　田　敏　夫	合同会社A2Mコンサルティング　代表
監査役	高　橋　直　樹	ATOZコンサルティング合同会社　業務執行社員

（注）1. 監査役武村文雄氏、栗田敏夫氏及び高橋直樹氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役武村文雄、栗田敏夫、高橋直樹の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 平成30年３月28日開催の第16期定時株主総会において、武村文雄氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 監査役小寺久隆氏は、平成30年３月28日開催の第16期定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区　分	支給人数	報酬等の額	摘　要
取締役	４名	63,300千円	うち社外　―名　　―千円
監査役	４名	10,860千円	うち社外　４名　　10,860千円
合　計	８名	74,160千円	

（注）1. 平成17年５月27日開催の第３期定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役分が年額30,000千円以内であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 支給人員の合計は、実支給人数であります。
4. 上記の監査役の支給員数には、平成30年３月28日開催の第16期定時株主総会の終結の時をもって辞任した監査役１名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

監査役武村文雄は、東京都市大学知識工学部の非常勤講師を兼務しております。なお、当社と東京都市大学との間に特別の取引関係はありません。

監査役栗田敏夫は、合同会社A2Mコンサルティングの代表を兼務しております。なお、当社と合同会社A2Mコンサルティングとの間に特別の取引関係はありません。

監査役高橋直樹は、ATOZコンサルティング合同会社の業務執行社員を兼務しております。なお、当社とATOZコンサルティング合同会社との間に特別の取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
常勤監査役	武 村 文 雄	平成30年３月の就任後開催の取締役会12回及び監査役会9回全てに出席し、主に、大手IT企業における職務経験及びシステム開発・運用業務全般に対する専門的な知見ならびに、企業経営者としての経験と経営全般に対する幅広い見識に基づいた意見を述べるなど、必要に応じて、当社の経営上有用な助言及び提言を行っております。
監 査 役	栗 田 敏 夫	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回全てに出席し、主に、大手商社におけるCIO（最高情報責任者）としての経験及び企業経営全般についての経験に基づいた意見を述べるなど、必要に応じて、当社の経営上有用な助言及び提言を行っております。
監 査 役	高 橋 直 樹	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会13回全てに出席し、主に、長年の企業法務経験に基づく専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な助言及び提言を行っております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について鋭意検討してまいりましたが、適任者を見出すには至らず、当事業年度末日において社外取締役を選任しておりません。しかしながら、本年３月26日開催の第17期定時株主総会での承認を前提として監査等委員会設置会社へ移行することとし、改めて社外取締役候補者の人選を進めました。その結果、その豊富な経験及び知見を踏まえ、現在任期中である社外監査役３名が当社の社外取締役（監査等委員である取締役）として適任であるとの判断に至り、本年３月26日開催の第17期定時株主総会に、現在任期中の社外監査役３名を社外取締役候補者とする、監査等委員である取締役の選任議案を上程いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要（内部統制システムに関する基本方針）

当社では、透明性及び公正性の高い経営体制を実現すべく、内部統制担当取締役を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制の運用強化を実践しております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議した内容は、以下の通りとなっております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   (1) 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月開催し、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定を行う。
   (2) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、職務執行の状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視する。
   (3) 監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監視するとともに、コンプライアンス上の問題点等について意見交換を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   (1) 取締役の職務の執行に係る情報（文書その他の関連資料及び電磁的媒体に記録されたものを含む）については、法令及び文書管理規程等に従って作成及び保存し、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
   (2) 情報資産の管理については、情報セキュリティ委員会を中心に、情報セキュリティマネジメントシステムの整備を推進するとともに、個人情報保護方針を定めて対応する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   (1) 増大する情報リスクに対応するため、情報セキュリティ方針を策定し、情報セキュリティ全般について、情報セキュリティ委員会が監視・管理する。
   (2) 法務関連のリスクについて、法務担当部門において契約書の事前審査を行い、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
   (3) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会に付議する。
4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   (1) 内部監査担当部門において、内部監査規程に基づき、各部門における各業務プロセスについて内部監査を実施し、不正の発見・防止と業務プロセスの改善指導を行う。
   (2) 社内の内部通報制度としてスピークアップ制度を導入し、使用人等は、社内においてコンプライアンス違反行為が生じ、または生じようとしている事実を知った時は、当窓口に通報することができる。会社は、正当な理由なく、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示することを禁止されており、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
   (3) 個人情報管理規程に基づき、個人情報の適正な保護に努める。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   (1) 毎月の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項に対して、迅

速に対応する。
(2) 取締役及び各部門長を中心とする経営会議を原則として週１回開催し、業務の詳細な事項について協議するとともに、迅速な意思決定と柔軟な組織対応が可能な体制を構築する。
(3) 職務分掌規程、職務権限規程等の規程を整備し、決裁権限を明確化することにより、経営活動における意思決定と実行の効率性を確保するとともに、責任の明確化を図る。

6. 会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 経営会議に子会社役員も出席し、各社の事業の状況、コンプライアンスに関する事項、リスク情報等を共有し、意見交換を行う。
(2) 監査役及び内部監査担当者がグループ各社に対する監査を実施し、適宜改善指導等を行う。

7. 監査役の職務補助すべき使用人及びその独立性に関する事項
(1) 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合、監査役の職務を補助する者を、当社の使用人から任命するものとする。
(2) 監査役の職務を補助する使用人の独立性確保のため、その任命・異動等人事に係る事項は、監査役の事前同意を得る。
(3) 当該使用人が監査業務を補助するに当たり監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役及び上長の指揮・命令を受けない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
(2) 取締役は、法定事項のみならず、取締役会及び経営会議において職務執行状況の報告を行い、監査役に対しても情報共有を行う。
(3) 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するほか、監査役監査において、文書閲覧やヒアリングを行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
(4) 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合、監査役に速やかに報告する。監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
(5) 監査役は、監査法人との間で年間監査計画の確認を行うとともに、定期的に意見交換を行い、監査法人との相互連携を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当事業年度において、取締役会は16回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が全てに出席いたしました。その他の主な会議として、監査役会は13回、経営会議は13回、それぞれ開催いたしました。

諸規程の遵守状況や業務プロセスの運用状況については、内部監査担当者が、内部監査計画に基づき、内部統制の有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施しております。監査結果は常勤監査役と共有し、内部監査

報告書として代表取締役に報告を行っております。

リスク管理については、経営企画室にてリスクの洗い出しや定期的な見直しを行い、経営会議で各リスク項目について共有した上で、各責任部門が当該リスクの予防策・軽減策を講じるとともに、発生したリスク及びその対応状況については、社内で適切に共有されております。また、内部通報制度として、スピークアップ制度と目安箱の運用を行っており、各種リスクの早期発見に努めております。

子会社については、当社監査役が、子会社の取締役及び監査役へのヒアリングを通じて、運用状況の監査を行っております。

監査役監査については、常勤監査役を中心に、取締役会のほか、経営会議等の社内の重要会議に出席し、業務執行を行う取締役が経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、適時に確認を行い、その検証結果は、監査役会において情報共有されております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成30年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**1,798,871**	**流動負債**	**515,582**
現金及び預金	1,283,878	買掛金	188,329
電子記録債権	45,439	1年内償還予定の社債	5,000
売掛金	363,031	1年内返済予定の長期借入金	15,996
仕掛品	47,784	未払金	101,929
繰延税金資産	31,886	未払法人税等	54,196
その他	26,850	賞与引当金	58,503
固定資産	**93,561**	その他	91,628
有形固定資産	**35,621**	**固定負債**	**30,679**
建物附属設備	11,411	長期借入金	30,679
工具器具備品	24,209	**負債合計**	**546,261**
無形固定資産	**11,439**	**純資産の部**	
ソフトウェア	11,439	**株主資本**	**1,345,836**
投資その他の資産	**46,501**	**資本金**	**496,760**
敷金及び保証金	39,589	**資本剰余金**	**427,085**
繰延税金資産	6,562	**利益剰余金**	**421,990**
その他	349	**その他の包括利益累計額**	**335**
		為替換算調整勘定	335
		純資産合計	**1,346,171**
資産合計	**1,892,433**	**負債及び純資産合計**	**1,892,433**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成30年１月１日　　至　平成30年12月31日）

（単位：千円）

科目		金額
売上高		2,989,263
売上原価		1,793,178
売上総利益		1,196,085
販売費及び一般管理費		925,793
営業利益		270,291
営業外収益		
受取利息	10	
その他	526	537
営業外費用		
支払利息	1,030	
為替差損	95	
その他	18	1,144
経常利益		269,684
税金等調整前当期純利益		269,684
法人税、住民税及び事業税	78,997	
法人税等調整額	5,909	84,906
当期純利益		184,777
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		184,777

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成30年１月１日　　至　平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成30年１月１日残高	440,710	371,035	237,212	1,048,958
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	56,050	56,050	―	112,100
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	184,777	184,777
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	―	―	―	―
連結会計年度中の変動額合計	56,050	56,050	184,777	296,877
平成30年12月31日残高	496,760	427,085	421,990	1,345,836

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成30年１月１日残高	452	452	1,049,410
連結会計年度中の変動額			
新株の発行	―	―	112,100
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	184,777
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△116	△116	△116
連結会計年度中の変動額合計	△116	△116	296,760
平成30年12月31日残高	335	335	1,346,171

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**1,709,863**	**流動負債**	**455,511**
現金及び預金	1,223,698	買掛金	150,059
電子記録債権	45,439	1年内償還予定の社債	5,000
売掛金	318,459	1年内返済予定の長期借入金	15,996
仕掛品	50,505	未払金	102,906
前払費用	18,628	未払費用	23,957
立替金	16,266	未払法人税等	54,016
繰延税金資産	31,525	未払消費税等	36,078
その他	5,339	賞与引当金	56,888
固定資産	**126,847**	その他	10,607
有形固定資産	**35,621**	**固定負債**	**30,679**
建物附属設備	11,411	長期借入金	30,679
工具器具備品	24,209	**負債合計**	**486,190**
無形固定資産	**11,439**	**純資産の部**	
ソフトウェア	11,439	**株主資本**	**1,350,520**
投資その他の資産	**79,786**	**資本金**	**496,760**
関係会社株式	33,285	**資本剰余金**	**427,085**
敷金及び保証金	39,589	資本準備金	421,760
繰延税金資産	6,562	その他資本剰余金	5,324
その他	349	**利益剰余金**	**426,674**
		その他利益剰余金	426,674
		繰越利益剰余金	426,674
		純資産合計	**1,350,520**
資産合計	**1,836,711**	**負債及び純資産合計**	**1,836,711**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成30年１月１日　　至　平成30年12月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**2,855,092**
売上原価		**1,811,067**
売上総利益		**1,044,025**
販売費及び一般管理費		**814,051**
営業利益		**229,973**
営業外収益		
受取利息	4,128	
業務受託料	45,600	
その他	2,325	52,054
営業外費用		
支払利息	921	
社債利息	108	
貸倒引当金繰入額	13,474	
その他	216	14,721
経常利益		**267,306**
税引前当期純利益		**267,306**
法人税、住民税及び事業税	79,501	
法人税等調整額	6,270	85,772
当期純利益		**181,534**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成30年１月１日　　至　平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成30年１月１日残高	440,710	365,710	5,324	371,035
事業年度中の変動額				
新株の発行	56,050	56,050	—	56,050
当期純利益	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	56,050	56,050	—	56,050
平成30年12月31日残高	496,760	421,760	5,324	427,085

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成30年１月１日残高	245,140	245,140	1,056,886	1,056,886
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	112,100	112,100
当期純利益	181,534	181,534	181,534	181,534
事業年度中の変動額合計	181,534	181,534	293,634	293,634
平成30年12月31日残高	426,674	426,674	1,350,520	1,350,520

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年２月15日

株式会社エル・ティー・エス
　取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　野　浩　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　郷右近　隆　也　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　　映　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エル・ティー・エスの平成30年１月１日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し、適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エル・ティー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告　謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年２月15日

株式会社エル・ティー・エス
　取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢　野　浩　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　郷右近　隆　也　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　　映　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エル・ティー・エスの平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し、適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年２月19日

株式会社エル・ティー・エス　監査役会

常勤監査役（社外）　武　村　文　雄　㊞

監査役（社外）　粟　田　敏　夫　㊞

監査役（社外）　高　橋　直　樹　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　定款一部変更の件

１．変更理由

① 取締役会の監督機能の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

② 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を発生するものといたします。

２．変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
第４条（機関）	第４条（機関）
当会社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。	当会社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会	（１）　取締役会
（２）　監査役	（２）　監査等委員会
（３）　監査役会	（削除）
（４）　会計監査人	（３）　会計監査人
第５条～第18条　（条文省略）	第５条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第19条（員数）	第19条（員数）
当会社の取締役は、８名以内とする。	当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。
（新設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

現行定款	変更案
第20条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。	第20条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。
第21条（任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	３．任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４．会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第22条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）
第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	第24条（重要な業務執行の委任） 当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第24条～第25条　（条文省略）	第25条～第26条　（現行どおり）
第26条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。	第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。
第27条　（条文省略）	第28条　（現行どおり）
第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してこれを定める。
第29条　（条文省略）	第30条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
第30条（員数） 当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
第31条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 ２.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う。	（削除）
第32条（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第33条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第31条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
第34条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	第32条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２.監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
第35条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名する。	第33条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員はこれに記名押印又は電子署名する。
第36条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	第34条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第37条（報酬） 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現行定款	変更案
第38条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２.当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第６章　計算	第６章　計算
第39条～第42条　（条文省略）	第35条～第38条　（現行どおり）
（新設）	附則 第１条（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第１７期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役４名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	かばしま　ひろあき 樺島　弘明 （昭和50年10月26日生）	平成10年４月 平成12年７月 平成13年６月 平成14年３月 平成14年12月 平成29年１月	ING生命保険株式会社　入社 株式会社IQ3　入社 株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング入社 当社設立　取締役 当社　代表取締役社長 当社　代表取締役社長　経営企画室担当（現任）	620,000株
		（取締役候補者とした理由） 樺島弘明氏は、長年に渡り、代表取締役社長として経営を指揮し、経営の重要事項に関する意思決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たし、当社を成長させてまいりました。その経営に関する高い知見とリーダーシップは、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。		
2	り　そんいる 李　成一 （昭和50年11月17日生）	平成10年４月 平成12年５月 平成13年６月 平成14年３月 平成17年１月 平成30年１月 平成31年１月	アンダーセンコンサルティング株式会社（現　アクセンチュア株式会社）入社 株式会社IQ3　入社 株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング入社 当社設立　取締役 当社　取締役副社長 当社　取締役副社長　ビジネスコンサルティング本部担当、Business Development & Insights部担当、ICTエンジニアリング本部担当、組織人財開発部担当、マーケティング部担当 当社　取締役副社長　ビジネスコンサルティング第１部担当、ビジネスコンサルティング第２部担当、関西事業部担当、Strategy & Insights部担当、ICTエンジニアリング本部担当、組織人財開発部担当、マーケティング部担当（現任）	333,000株
		（取締役候補者とした理由） 李成一氏は、長年に渡り、取締役副社長として代表取締役社長を補佐するとともに、コンサルティングサービスに関する業務全般を統括し、当社の事業基盤構築およびサービス競争力の強化に貢献してまいりました。その豊富な実績および経験と幅広い見識から、同氏が今後も当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	※ 亀本 悠（かめもと ゆう） （昭和55年８月８日生）	平成21年５月 平成23年10月 平成29年１月 平成30年１月 平成31年１月	株式会社フィンチジャパン　入社 当社　入社 当社　Business Development & Insights部長 当社　執行役員 Business Development & Insights部長 当社　執行役員 Strategy & Insights部長（現任）	―株
		（取締役候補者とした理由） 亀本悠氏は、主にデジタル活用サービスを展開する事業部門の責任者として、サービス開発及び事業規模拡大を牽引してまいりました。業務執行に関する豊富な経験に加え、企業戦略の策定及び実行に関する豊富な知見も有しており、当社における成長戦略の策定及び実行を通じて当社の企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。		
4	※ 上野 亮祐（うえの りょうすけ） （昭和60年10月11日生）	平成20年４月 平成29年１月 平成30年１月 平成31年１月	当社　入社 当社　ビジネスコンサルティング本部 第２部長 当社　執行役員 ビジネスコンサルティング本部 第２部長 当社　執行役員 ビジネスコンサルティング第２部長（現任）	―株
		（取締役候補者とした理由） 上野亮祐氏は、ビジネスプロセスマネジメント能力を強みとするコンサルティング案件に長く従事しており、事業部門の責任者として、主要顧客との長期的な関係構築および安定的な案件機会の獲得に貢献してまいりました。業務執行に関する豊富な経験により、今後も事業基盤の構築とサービス競争力の強化を通じて当社の企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。		

（注）１．※印は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	たけむら　ふみお 武村　文雄 （昭和24年１月１日生）	昭和48年４月 平成14年１月 平成16年４月 平成18年５月 平成19年１月 平成20年４月 平成23年11月 平成26年９月 平成30年３月	日本アイ・ビー・エム株式会社　入社 同社　理事 同社　執行役員　グローバル・ビジネス・サービス　インダストリアル担当 同社　執行役員　グローバル・ビジネス・サービス　アプリケーション・サービス担当 日本アイ・ビー・エム・サービス株式会社　専務取締役 株式会社JALインフォテック　代表取締役社長 日本アイ・ビー・エム株式会社　顧問 東京都市大学　知識工学部　非常勤講師（現任） 当社　常勤監査役（現任）	―株
		（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 武村文雄氏は、大手IT企業における職務経験が長く、システム開発・運用業務全般に関する専門的な知見を有するとともに、関連会社において社長を務めるなど、企業経営者としての経験と経営全般に対する幅広い見識を有しており、平成30年３月の常勤監査役就任以来、幅広い経験及び見識に立つ助言・提言をいただいております。今回移行する監査等委員会設置会社においても、幅広い経験および見識に基づいた重要な経営事項や経営の監督において必要な人材であると判断し、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。		
2	あわた　としお 粟田　敏夫 （昭和23年７月28日生）	昭和47年４月 平成11年６月 平成14年12月 平成16年４月 平成17年４月 平成19年４月 平成21年６月 平成25年６月 平成25年９月 平成27年７月	三井物産株式会社　入社 同社　本店　鉄鋼製品本部　金属事業部長 同社　本店　業態変革本部経営改革推進部長　兼　業務部門情報システム部長 同社　執行役員CIO　兼　経営改革推進部長 同社　執行役員CIO　兼　情報戦略企画部長 同社　常務執行役員　中部支社長 三井石油開発株式会社　常勤監査役 同社　常勤監査役　退任 合同会社A2Mコンサルティング　代表社員（現任） 当社　監査役（現任）	―株
		（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 粟田敏夫氏は、大手総合商社およびその関連会社において、CIO（最高情報責任者）としての職務経験や企業経営全般についての幅広い経験と見識を有しており、平成27年７月の監査役就任以来、経営全般の監視機能強化に貢献いただいております。今回移行する監査等委員会設置会社においても、幅広い経験および見識に基づいた重要な経営事項や経営の監督において必要な人材であると判断し、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	たかはし　なおき 高橋　直樹 （昭和36年４月26日生）	昭和60年４月 平成５年４月 平成７年４月 平成10年２月 平成12年５月 平成13年８月 平成21年９月 平成25年９月 平成25年９月 平成27年５月 平成28年12月 平成30年９月	日産自動車株式会社　入社 米国ニューヨーク州弁護士資格取得 ホワイト＆ケース法律事務所　東京オフィス　入社 日本コカ・コーラ株式会社　入社 株式会社IQ3　取締役上級副社長 アメリカンインターナショナルグループ株式会社　入社 AIGジャパン・ホールディングス株式会社　取締役常務執行役員 富士火災海上保険株式会社　監査役 アメリカンホーム医療損害保険株式会社　監査役 ジェイアイ傷害火災保険株式会社　監査役 当社　監査役（現任） ATOZコンサルティング合同会社　業務執行社員（現任）	―株
		（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 高橋直樹氏は、複数の事業会社や保険会社において、一貫して企業法務に携わり、コーポレート部門の担当役員として企業経営にも関与するなど、企業法務および企業経営に関する専門的知見を有しており、平成28年12月の監査役就任以来、経営上の意思決定における適法性や妥当性の観点から客観的な助言・提言をいただいております。今回移行する監査等委員会設置会社においても、専門的知見に基づいた重要な経営事項の審議や経営の監督において必要な人材であると判断し、社外取締役（監査等委員）候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．武村文雄氏、栗田敏夫氏、高橋直樹氏は、社外取締役候補者であります。
３．武村文雄氏、栗田敏夫氏、高橋直樹氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、武村文雄氏が１年、栗田敏夫氏が３年９ヶ月、高橋直樹氏が２年４ヶ月となります。
４．武村文雄氏、栗田敏夫氏、高橋直樹氏が社外取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は３氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
５．当社は、武村文雄氏、栗田敏夫氏、高橋直樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。３氏の選任が承認された場合、当社は引き続き３氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬総額は、平成17年５月27日開催の第３期定時株主総会において年額１億5,000万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬総額に関する定めを廃止した上で、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬総額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額１億5,000万円以内とさせていただきたいと存じます。また、従来どおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は４名であり、第１号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第５号議案　　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬総額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

第１号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において、年額１億5,000万円以内とご承認いただく予定ですが、今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2,500万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、現在の取締役は４名（うち社外取締役０名）ですが、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名（うち社外取締役０名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)　対象取締役は、２年間から５年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)　対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)　上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)　当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)　上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6)　上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7)　本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）
　当社は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の一部従業員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図



会　場　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号

東京証券会館　９階　第１会議室

TEL（03)3667－9210

交通のご案内

地下鉄（東京メトロ）東西線・日比谷線
茅場町駅 出口８ 直結
（東京メトロ）東西線・銀座線
（都　　営）浅草線
日本橋駅 出口Ｄ２ 徒歩５分